

資料編

会社概要	162
主要な業務の内容	162
沿革	162
総代・総代候補者選考委員・評議員	163
役員	166
組織図	167
基金の状況	168
従業員の状況	168
会計監査の状況	168
設備の状況	169
店舗網一覧	170
保険会社およびその子会社等の概況	173
商品一覧	176
種類別リスク管理の取組み	179
経営上の重要な契約等	181
金融ADR制度について	181
「生命保険契約者保護機構」について	182

役員

取締役については、P88、89をご参照ください

【執行役】

取締役 代表執行役社長 グループCEO

永島 英器 1963年 2月18日生

[略歴] 1986年 入社
2010年 明治安田生命静岡支社長
2013年 企画部長を経て
2015年 執行役人事部長
2016年 執行役人事部長
2017年 常務執行役
2021年 取締役 代表執行役社長
グループCEO

取締役 代表執行副社長

牧野 真也 1961年 3月19日生

[略歴] 1983年 入社
2005年 明治安田生命調査部長
2009年 営業人事部長
2012年 商品部長を経て
2013年 執行役人事部長
2015年 常務執行役
2017年 専務執行役
2020年 執行役副社長
同年 取締役 執行役副社長
2021年 取締役 執行役副社長
DX・ヘルスケア推進担当
同年 取締役 代表執行副社長
DX・ヘルスケア推進担当

専務執行役

山内 和紀 1961年 9月17日生

[略歴] 1985年 入社
2013年 明治安田生命国際事業部長を経て
2014年 執行役国際事業部長
2016年 常務執行役
2019年 専務執行役

専務執行役

梅崎 輝喜 1959年 9月20日生

[略歴] 1985年 入社
2010年 明治安田生命調査部長を経て
2014年 執行役人事部長
2016年 常務執行役
2019年 専務執行役
2020年 専務執行役
2021年 専務執行役

常務執行役

河村 雅直 1960年 5月29日生

[略歴] 1984年 入社
2010年 明治安田生命名古屋総合法人部長
2013年 総合法人第四部長
2015年 理事会法人業務部長を経て
2017年 執行役会員法人業務部長
2018年 執行役会員法人業務部長
2019年 常務執行役総合法人営業部門長

常務執行役 グループCRO

上田 泰史 1963年 3月11日生

[略歴] 1988年 入社
2013年 明治安田生命収益管理部長を経て
2017年 執行役収益管理部長
2018年 執行役
2019年 常務執行役
2020年 グループCFO
2021年 常務執行役

常務執行役

青戸 伸之 1964年 8月21日生

[略歴] 1987年 入社
2014年 リスク管理推進部長
2015年 情報システム部長を経て
2019年 執行役員情報システム部長
2021年 常務執行役

常務執行役 グループCCO

中敏 彦 1964年 10月28日生

[略歴] 1988年 入社
2013年 明治安田生命船橋支社長
2016年 営業企画部長を経て
2019年 執行役員営業企画部長
2021年 常務執行役

【執行役員】

常務執行役員

林道彦 1961年 5月11日生

[略歴] 1985年 入社
2008年 明治安田生命王子支社長
2010年 松本支社長
2012年 営業人事部長
2014年 札幌支社長を経て
2015年 執行役員札幌支社長
2016年 執行役員大阪本部長
2018年 常務執行役員大阪本部長
2019年 常務執行役員東京都心本部長
2020年 常務執行役員東京本部長

常務執行役員

小山 雅博 1961年 8月18日生

[略歴] 1984年 入社
2009年 明治安田生命沖縄支社長
2013年 宇都宮支社長
2015年 理事宇都宮支社長
2016年 札幌支社長を経て
2017年 執行役員宇都宮支社長
2019年 常務執行役員宇都宮支社長

執行役員

若林 稔 1963年 2月14日生

[略歴] 1986年 入社
2012年 明治安田生命金融団体推進室長
2015年 総合法人第四部長
2016年 理事会スタンコープ担当を経て
2018年 執行役員スタンコープ担当
2020年 執行役員総合法人業務部長

執行役員

副島 健二 1963年 11月8日生

[略歴] 1987年 入社
2004年 明治安田生命大分支社長
2007年 成田支社長
2010年 立川支社長
2013年 新潟支社長
2015年 業務推進支援部長
2017年 理事福岡支社長を経て
2019年 執行役員人材部長
2020年 執行役員神奈川本部長

執行役員

植田 剛生 1964年 6月15日生

[略歴] 1988年 入社
2016年 明治安田生命証券運用部長
2018年 「お客さまの声」統括部長を経て
2020年 執行役員特定保険商品運用部長

執行役員

三沢 信司 1963年 3月20日生

[略歴] 1986年 入社
2007年 明治安田生命名古屋中央支社長
2010年 名古屋東支社長
2011年 総務部長
2014年 群馬支社長
2017年 丸の内支社長
2020年 理事丸の内支社長を経て
2021年 執行役員福岡本部長

執行役員

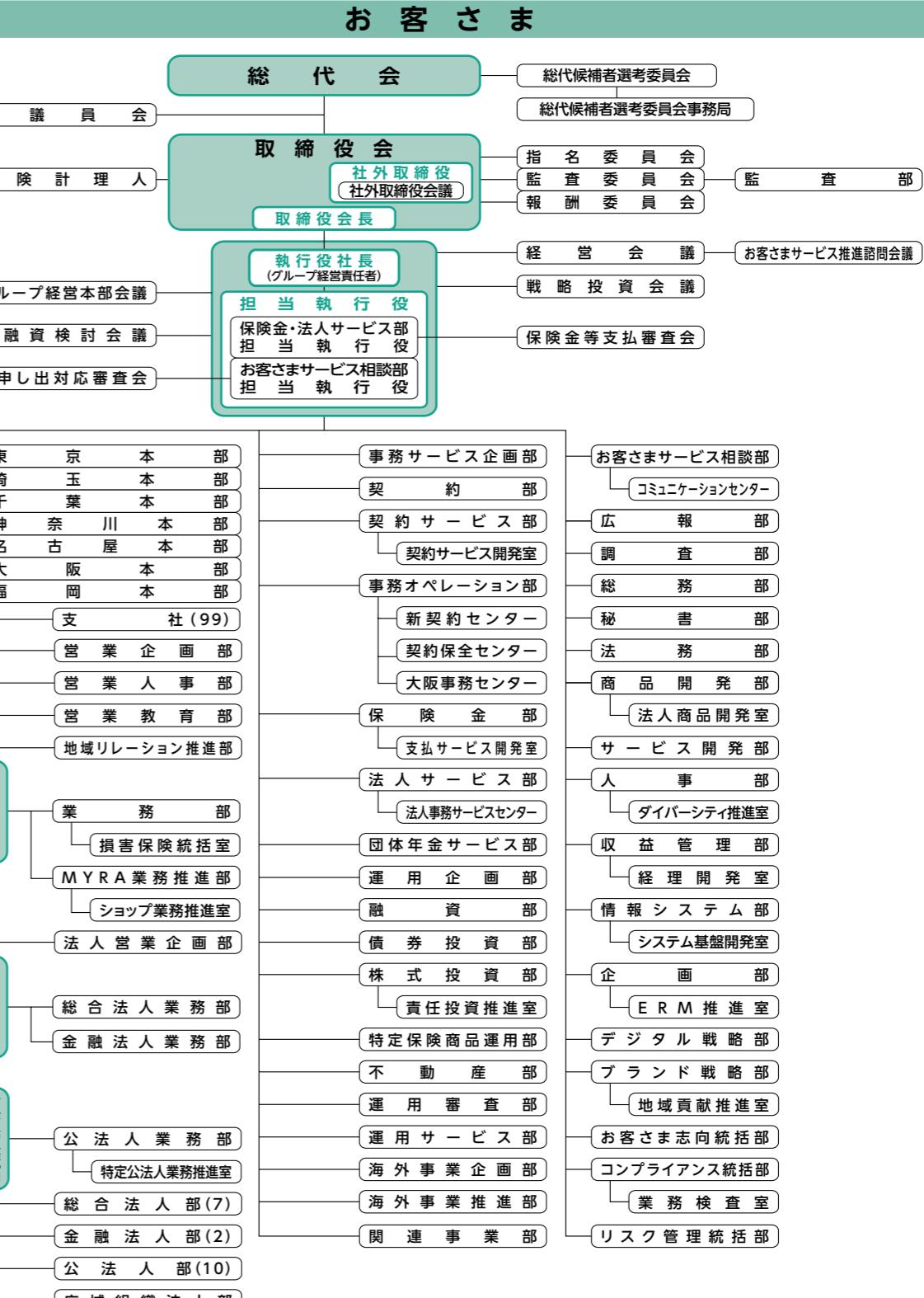
大崎 能正 1966年 4月20日生

[略歴] 1990年 入社
2016年 明治安田生命特別勘定運用部長
2018年 明治安田アセットマネジメント㈱社長を経て
2021年 執行役員運用企画部長

(2021年7月16日現在)

組織図

(2021年4月1日現在)



※支社組織の推移

	2020年度始	2021年度始
支社数	99	99
営業部・営業所等数(※1)	957	965

(※1)営業部・営業所等数には支社配置のマーケット開発室(15)を含む

(※2)営業拠点数には支社組織の営業拠点数を含む

明治安田生命の価値創造

価値創造のための戦略

価値創造を支える経営基盤

ステークホルダーとの絆

経営活動と決算の概況

資料編

【子会社等に関する事項】

国内

連結子会社

(2021年3月31日現在)

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金の額(百万円)	設立年月日	主な事業の内容	総株主又は総出資者の議決権に占める当社の保有議決権の割合	総株主又は総出資者の議決権に占める当社子会社等の保有議決権の割合	当社との関係内容
明治安田損害保険株式会社	東京都千代田区	10,000	1996年 8月 8日	損害保険業	100.0%	0.0%	・役員等の兼任1名 ・当社に損害保険代理店業等を委託 ・当社から建物の一部を賃借
明治安田アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	1,000	1986年11月15日	投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業	92.9%	0.0%	・当社から投資助言等を受託
明治安田システム・テクノロジー株式会社	東京都江東区	100	1982年 4月 1日	システム開発、運用管理業務、顧客企業へのコンサルティング業務、介護関連事業	100.0%	0.0%	・役員等の兼任1名 ・当社からシステム開発等を受託

その他

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金の額(百万円)	設立年月日	主な事業の内容	総株主又は総出資者の議決権に占める当社の保有議決権の割合	総株主又は総出資者の議決権に占める当社子会社等の保有議決権の割合
明治安田保険サービス株式会社	東京都新宿区	30	1984年 4月 5日	保険代理店業	100.0%	0.0%
明治安田ビルマネジメント株式会社	東京都品川区	10	1963年 5月 1日	ビル管理業	100.0%	0.0%
明治安田ライフプランセンター株式会社	東京都豊島区	10	1978年11月10日	保険事務代行、保険代理店業、ライフプランに係わる調査・研究、コンサルティング	100.0%	0.0%
明治安田オフィスパートナーズ株式会社	東京都江東区	100	1987年 4月 1日	保険契約の保全等に関する計算事務、生命保険等の契約確認業、梱包・配送業務、保険代理店業、福利厚生事務	100.0%	0.0%
明治安田ビジネスプラス株式会社	東京都江東区	80	2017年 6月 1日	文書・証票、その他の書類の作成・印刷・製本・配達業務、福利厚生事務	100.0%	0.0%
明治安田商事株式会社	東京都江東区	10	1975年 4月 1日	物品の斡旋・販売、福利厚生事務、印刷・製本業務、イベント支援業務	100.0%	0.0%
明治安田収納ビジネスサービス株式会社	東京都江東区	10	2019年 4月 1日	金銭収納代行業	100.0%	0.0%
株式会社明治安田総合研究所	東京都千代田区	85	1991年 7月 1日	ヘルスケア、先端テクノロジー、生活設計、社会保障、経済等分野に関する調査・研究・コンサルティング	100.0%	0.0%
株式会社サンビナス立川	東京都立川市	10	1987年12月 1日	有料老人ホームの経営	100.0%	0.0%
株式会社ダイヤモンド・アスレティックス	東京都港区	50	1983年 7月 1日	アスレティッククラブの運営	35.0%	0.0%
エムエスティ保険サービス株式会社	東京都新宿区	1,010	2003年10月 1日	保険代理店業	16.1%	0.0%
三菱アセット・ブレインズ株式会社	東京都港区	480	1998年12月25日	投資信託の調査・評価、投資助言・代理業、投資運用業	25.0%	0.0%
株式会社ケイエスピーコミュニティ	神奈川県川崎市	20	1988年10月25日	かながわサイエンスパークビルの管理業	10.0%	8.5%
日本企業年金サービス株式会社	大阪府大阪市	2,000	1988年 4月 1日	企業年金の事務代行、電子計算機のプログラムの作成・販売・計算受託	39.7%	0.0%

(注1)明治安田オフィスパートナーズ株式会社は、2021年4月1日付で保険代理店業を明治安田保険サービス株式会社へ移管しています

海外

連結子会社・持分法適用関連法人等

(2021年3月31日現在)

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金の額	設立年月日	事業の内容	総株主又は総出資者の議決権に占める当社の保有議決権の割合	総株主又は総出資者の議決権に占める当社子会社等の保有議決権の割合	当社との関係内容
(連結子会社)							
Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited	米国ハワイ州ホノルル市	635(万米ドル)	1961年 8月 3日	生命保険・健康保険業	100.0%	0.0%	役員等の兼任1名
StanCorp Financial Group, Inc.	米国オレゴン州ポートランド市	495,000(万米ドル)	1998年 9月23日	生命保険業および保険関連事業	100.0%	0.0%	役員等の兼任2名
Meiji Yasuda America Incorporated	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	4,266(万米ドル)	1998年 8月 3日	米国における不動産投資金融経済調査	100.0%	0.0%	-
(持分法適用関連法人等)							
Founder Meiji Yasuda Life Insurance Co., Ltd. (北大方正人寿保險有限公司)	中国上海市	288,000(万人民元)	2002年11月28日	生命保険業	29.2%	0.0%	役員等の兼任1名
PT AVRIST Assurance	インドネシアジャカルタ市	45(億ルピア)	1975年 5月19日	生命保険業	29.9%	0.0%	-
Towarzystwo Ubezpieczen EUROPA Spółka Akcyjna	ポーランドプロツワフ市	37,800(千ズロチ)	1994年11月28日	損害保険業	33.5%	0.0%	-
Towarzystwo Ubezpieczen i Reasekuracji WARTA Spółka Akcyjna	ポーランドフルシャワ市	187,938(千ズロチ)	1920年 9月 3日	損害保険業	24.3%	0.0%	-
Thai Life Insurance Public Company Limited	タイバンコク都	10,600(百万タイバーツ)	1942年 1月22日	生命保険業	15.0%	0.0%	役員等の兼任1名

その他

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金の額	設立年月日	事業の内容	総株主又は総出資者の議決権に占める当社の保有議決権の割合	総株主又は総出資者の議決権に占める当社子会社等の保有議決権の割合
Meiji Yasuda Europe Limited	英国ロンドン市	400(万ポンド)	1987年 8月10日	金融経済調査、融資開拓支援	100.0%	0.0%
Meiji Yasuda Asia Limited	中国(香港)	300(万米ドル)	2001年12月17日	保険募集、金融経済調査	100.0%	0.0%

(注1) Pacific Guardian Life Insurance Company, Limitedへの資本参加は1976年3月、StanCorp Financial Group, Inc.への資本参加は2016年3月、北大方正人寿保險有限公司への資本参加は2010年12月、PT AVRIST Assuranceへの資本参加は2010年11月、Towarzystwo Ubezpieczen EUROPA Spółka Akcyjnaへの資本参加は2012年6月、Towarzystwo Ubezpieczen i Reasekuracji WARTA Spółka Akcyjnaへの資本参加は2012年7月、Thai Life Insurance Public Company Limitedへの資本参加は2013年11月です

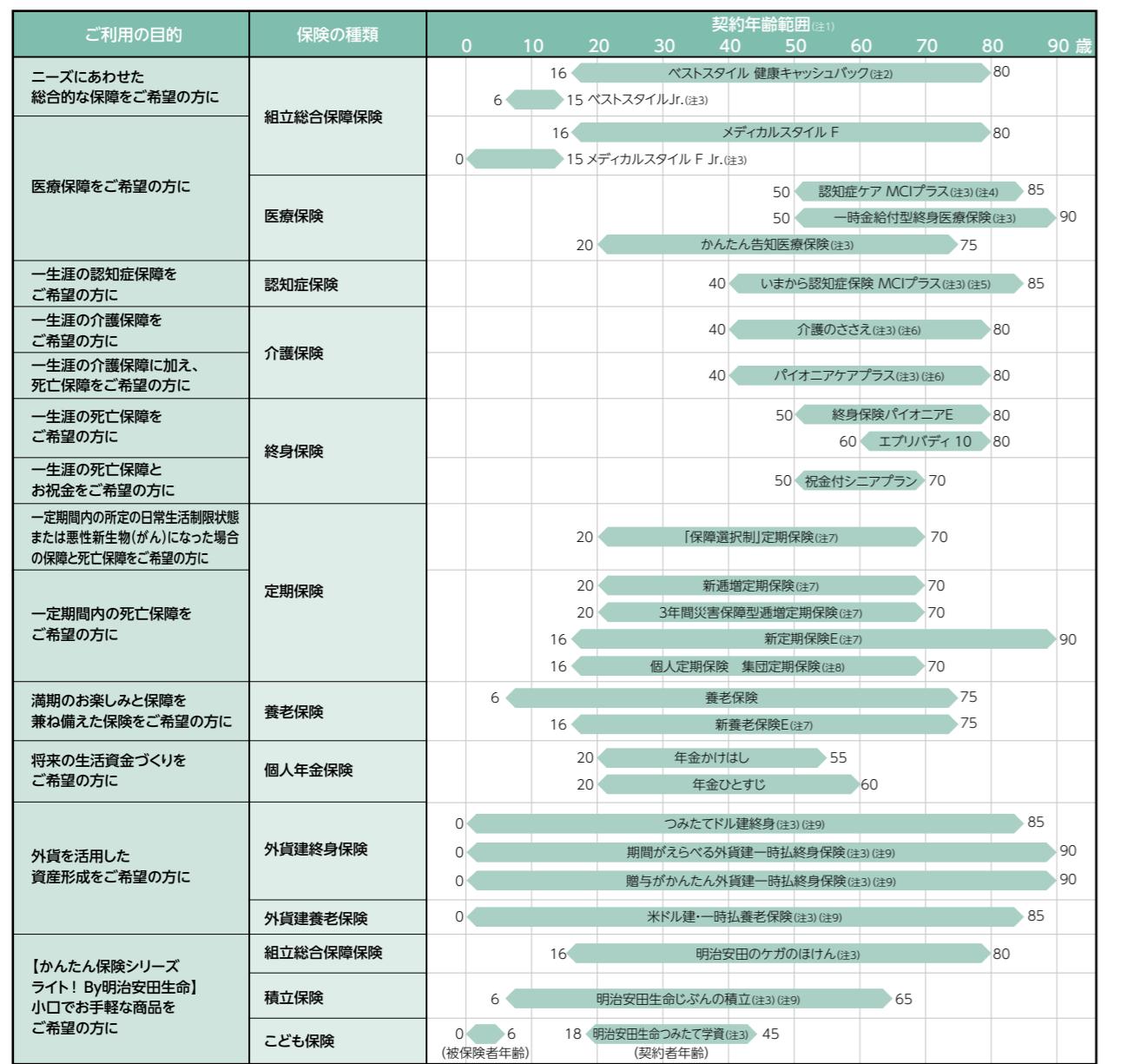
(注2) StanCorp Financial Group, Inc.は傘下に子会社等10社（当社の子会社および子法人等に該当）、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limitedは傘下に子会社1社（当社の子法人等に該当）、Meiji Yasuda America Incorporatedは傘下に子会社2社（当社の子法人等に該当）、PT AVRIST Assuranceは傘下に子会社2社（当社の関連法人等に該当）、Towarzystwo Ubezpieczen EUROPA Spółka Akcyjnaは傘下に子会社1社（当社の関連法人等に該当）、Towarzystwo Ubezpieczen i Reasekuracji WARTA Spółka Akcyjnaは傘下に子会社1社（当社の関連法人等に該当）を有します

商品一覧

【個人向け商品】

～主な商品と契約年齢範囲～

(2021年7月1日現在)



～金融機関窓口販売商品と契約年齢範囲～

(2021年7月1日現在)



(注1)被保険者([明治安田生命つみたて学資]については契約者および被保険者の年齢範囲を記載しています。当社には満年齢方式の商品と保険年齢方式の商品があります

(注2)「ベストスタイル 健康キャッシュパック」は「ベストスタイル」に「健康サポート・キャッシュパック特約(2021)」を付加した販売名称です

(注3)法人契約のお取り扱いはしておりません

(注4)「認知症ケア MCIプラス」は、「軽度認知障害終身保障特約」を付加した場合の「認知症ケア」をいいます

(注5)「いまから認知症保険 MCIプラス」は、「軽度認知障害終身保障特約」を付加した場合の「いまから認知症保険」をいいます

(注6)お申込みいただける年齢は、満40歳0ヵ月からとなります

(注7)契約者は法人または個人事業主に限ります

(注8)集団定期保険は16歳～65歳です。個人定期保険はご契約者が法人の場合は80歳までです

(注9)契約者の契約年齢範囲に条件があります。「つみたてドル建終身」「米ドル建・一時払養老保険」「外貨建・一時払養老保険」は満20歳～満85歳、「明治安田生命じぶんの積立」は満18歳以上、「期間がえらべる外貨建一時払終身保険」「贈与がんたん外貨建一時払終身保険」「えらべる外貨建一時払終身」は満20歳～満90歳(契約の型と第1保険期間により、契約年齢範囲が異なります)

(注10)「しあわせの階段・コツコツ持続成長ジャンプ・ゆめの階段」は契約の型と払込期間により、契約年齢範囲が異なります

●市場金利情勢等によっては、お取り扱いが変更となる場合があります

～主な特約～

	特約名	ご利用の目的
病気・ケガの保障	新・入院特約	日帰り入院から長期の入院まで幅広く備えます。悪性新生物(がん)・上皮内新生物で入院した場合、支払日数無制限で入院給付金をお支払いします(悪性新生物(がん)・上皮内新生物には、非浸潤性の悪性新生物、皮膚がんを含みます)
	終身入院特約	生涯にわたり日帰り入院から長期の入院まで幅広く備えます。悪性新生物(がん)・上皮内新生物で入院した場合、支払日数無制限で入院給付金をお支払いします(悪性新生物(がん)・上皮内新生物には、非浸潤性の悪性新生物、皮膚がんを含みます)
	傷害入院特約	不慮の事故によるケガを原因とした入院に備えます
	(傷害)入院治療保障特約 ^(注1)	公的医療保険制度における保険給付の対象となる入院に備えます(注2)
	入院時手術保障特約	入院を伴う、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術・放射線治療に備えます
	(傷害)外来時手術保障特約 ^(注1)	入院を伴わない、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術・放射線治療に備えます(注2)
	(傷害)退院後通院治療保障特約 ^(注1)	退院後の、公的医療保険制度における保険給付の対象となる通院に備えます(注2)
	退院給付特約	退院時やその後の通院時などにかかる費用に備えます
	先進医療保障特約	先進医療による療養に備えます
	特定損傷給付特約	不慮の事故による特定のケガに備えます
重い病気の保障	傷害特約 ^(注1)	不慮の事故による死亡および所定の障害状態に備えます
	早期発見・治療支援特約	健康診断の結果が所定の「要注意基準」に該当し、再検査などの通院・入院をした場合に給付金をお支払いします
	重症化予防支援特約	7つの生活習慣病(心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、腎疾患、肝疾患、肺疾患)に対して、重い状態になる前段階の所定の状態に備えます。各疾患区分につき1回、最大2回までお支払いします
	重度疾病継続保障特約	7つの重度疾患(急性心筋梗塞、脳卒中、重度の糖尿病、重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)、慢性腎臓病、肝硬変、重度の慢性肺炎)による所定の状態に備えます。重度疾患ごとに1回づつ保険金をお支払いし、7つの重度疾患すべてをお支払いするまで、消滅せず継続します
	がん保障特約	所定の悪性新生物(がん)に備えます(がん保険金にお支払い回数の限度はありません)
	がん・上皮内新生物保障特約	悪性新生物(がん)・上皮内新生物に備えます(非浸潤性の悪性新生物、皮膚がんもお支払いの対象となります)
	給与・家計サポート特約	所定の就業制限状態に備えます
	生活サポート定期保険特約	所定の日常生活制限状態および死亡に備えます
	生活サポート終身年金特約	所定の日常生活制限状態および死亡に備えます(日常生活制限状態に該当した場合、生涯にわたり生活サポート終身年金をお支払いします)
	新・介護保障特約	所定の要介護状態(公的介護保険制度の「要介護2」以上、歩行障害または認知症による所定の状態)に備えます
就業不能・介護の保障	介護サポート終身年金特約	所定の要介護状態(公的介護保険制度の「要介護3」以上、寝たきりまたは認知症による所定の状態)に該当した場合、生涯にわたり介護終身年金をお支払いします
	介護・時金保障特約	所定の要介護状態(公的介護保険制度の「要介護3」以上、寝たきりまたは認知症による所定の状態)および死亡に備えます
	軽度介護・時金保障特約	所定の軽度要介護状態(公的介護保険制度の「要介護1」以上、寝たきりまたは認知症による所定の状態)および死亡に備えます
	軽度介護保険料払込免除特約	所定の軽度要介護状態(公的介護保険制度の「要介護1または2」)に該当した後、所定の条件を満たした場合、保険料のお払込みを免除します
	認知症終身保障特約	所定の器質性認知症(器質性認知症と診断確定かつ公的介護保険制度の「要介護1」以上)に備えます
	軽度認知障害終身保障特約	軽度認知障害および所定の認知症(器質性認知症・アルコール性認知症など)に備えます
	定期保険特約	死亡および所定の身体障害表の第1級の障害状態(高度障害状態)に備えます
	終身保険特約	生涯にわたり死亡および所定の身体障害表の第1級の障害状態(高度障害状態)に備えます
	家計保障年金特約	死亡および所定の身体障害表の第1級の障害状態(高度障害状態)に備えます(一定期間、年金形式でお支払いします)
	災害割増特約	不慮の事故による死亡および所定の身体障害表の第1級の障害状態(高度障害状態)に備えます
万ーの保障	健康増進	毎年の健康診断の結果に応じたキャッシュバックにより、お客様の健康増進の取組みをサポートします
	保険料充当原資積立特約	更新後の保険料の増加に備えます
	がん保険料払込免除特約	所定の悪性新生物(がん)と医師によって診断確定されたときに、保険料のお払込みを免除します
	リビング・ニーズ特約	余命6ヵ月以内と判断されるとき、死亡保険金などの全部または一部を特約保険金としてお支払いします
	重度がん保険金前払特約	所定の悪性新生物(がん)と医師によって診断確定され、標準的な治療の指針にもとづく治療をすべて受けたが効果がなかったなどと判断されるとき、死亡保険金などの全部または一部を特約保険金としてお支払いします
その他の保障	代理請求特約	被保険者がお受取りになる保険金などについて、被保険者が本人がご請求できない特別な事情がある場合に、代理請求人が被保険者に代わって保険金などをご請求できます

上記特約の「ご利用の目的」は特約の概要を説明したものであり、すべての制限事項を記載したものではありません。また、付加できる特約は保険商品等により異なります。詳しくは「特約総合パンフレット」をご覧ください

(注1)特約名称に(2021)が含まれる場合、(2021)の文字を省略しています

(注2)傷害入院治療保障特約、傷害外来時手術保障特約、傷害退院後通院治療保障特約は、それぞれ病気による入院、手術または放射線治療、通院は、お支払いの対象とはなりません

【企業・団体向け商品】

主な企業・団体向け制度・商品

(2021年7月1日現在)	
企業・団体福利厚生制度関連商品	在職中の生活保障
死亡退職金・弔慰金制度 法定外労災補償制度 遺児・育英年金制度	●総合福祉団体定期保険
休業補償制度	●団体就業不能保障保険 ●団体総合就業不能保障保険
従業員の自助努力をサポートする制度	●団体定期保険 ●新・団体定期保険 ●医療保障保険(団体型) ●無配当団体医療保険 ●団体総合就業不能保障保険 ●無配当定期保険(II型) ●無配当特定疾病保障定期保険(II型) ●無配当医療保険
退職後への生活保障	
退職金・退職年金制度	●確定給付企業年金保険 ●予定利率変動型確定拠出年金保険
従業員の自助努力をサポートする制度	●財形年金積立保険 ●拠出型企業年金保険 ●無配当定期保険(II型) ●無配当特定疾病保障定期保険(II型) ●無配当医療保険 ●一時払退職後終身保険
在職中の財産形成	
従業員・所属員の財産形成をサポートする制度	●財形住宅貯蓄積立保険 ●財形貯蓄積立保険 ●財形給付金保険
生計の安定	
住宅ローン等債務者の生計の安定を図る制度	●団体信用生命保険 ●団体信用就業不能保障保険
役員死亡退職金・弔慰金制度 役員退職慰労金	●総合福祉団体定期保険 ●経営者向け保険
役員の自助努力をサポートする制度	●団体定期保険 ●新・団体定期保険 ●医療保障保険(団体型) ●無配当団体医療保険 ●団体総合就業不能保障保険 ●無配当定期保険(II型) ●無配当特定疾病保障定期保険(II型) ●無配当医療保険

種類別リスク管理の取組み

1.保険引受リスク

生命保険のご契約は長期間にわたることから、商品開発、契約引受、契約保全・支払いの各段階ごとに多面的な検証・コントロールができるようリスク管理体制を整備し、適切なリスク管理を実施しています。

保険事故に関する基礎率等の設定にあたっては、商品開発時において信頼度の高い統計等に基づき適切な水準を設定するとともに、販売開始後は保険事故統計や損益状況等のモニタリングにより水準の妥当性を確認し、リスクに対する諸準備金を十分に積み立てています。

ご契約の引受にあたっては、ご加入者間の公平性を確保する観点から、ご加入金額に適切な限度額を設定するなど取扱関連規程を整備したうえで、営業職員等販売担当者に対して適正な取扱いを指導・徹底することによる適切な運用を行なっています。

また、リスクの分散、収益の安定化の観点から、以下の方針に基づき再保険を活用しています。

■再保険について

項目	内容
再保険に付す際の方針	当社の保険契約引受能力に鑑み、お引受する契約に係るリスクの種類、大きさを考慮し、リスク分散および収益の安定化の観点から、必要に応じて再することとしています。
再保険を引受ける際の方針	収益確保の観点から、保険引受リスクが経営に支障ない範囲内であることを確認および収益性を考慮し、引受の可否を決定しています。
再保険カバーの入手方法	再保険カバーの入手については、原則、S&P格付基準で一定以上の格付けが付与され十分な保険財務力が認められる再保険者より入手しています。

2.流動性リスク

流動性リスクの状況について、隨時横断的な検証を実施するとともに、資金の逼迫度に応じて平常時・懸念時・危機時・巨大災害時に区分し、それぞれの状況下で迅速かつ適切な対応を行なえるよう、管理方法をあらかじめ定めています。また、低流動性資産の残高を、保有契約の資金流出特性を考慮した一定の割合に収め、流動性の確保に努めるとともに、大口資金移動の事前把握等により、手元流動性水準^(注1)を的確にコントロールしています。

(注1) 手元流動性水準：当社では、保有する流動資産のうち、現金・預金と翌日物のコールローンの合計額を手元流動性として定義し、資金繰りに支障をきたさないよう、確保すべき手元流動性の基準となる水準を定めています

3.資産運用リスク

資産運用においては、リスク分散を図り、資産運用リスクを適切な水準にコントロールすることによって、中長期的・継続的に適正な収益の獲得が可能になるよう努めています。

リスクの把握にあたっては、バリュー・アット・リスク (VaR)^(注2)手法を用いて、各リスクの最大予想損失額を計測しています。

(注2) バリュー・アット・リスク (VaR)：一定の期間内に、一定の確率で、対象となるポートフォリオに生じ得る最大予想損失額です。統計的な分析により、各資産のリスクを金額として統一的かつ明確に把握できる利点があります

(1)市場リスク

過度なリスクを負わないよう、市場リスクを十分勘案し、適切なコントロールを実施したうえで投資を行なっています。

有価証券やデリバティブ取引^(注3)については、残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、監視枠を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しています。また、これらの損益状況やルールの遵守状況を厳格に監視しています。

(注3) デリバティブ取引：金利、通貨、株式、債券などの金融商品から派生した取引で、原資産の価格により理論価格が決定される金融派生商品の取引のことをいいます。先物取引、オプション取引、スワップ取引などがその代表です

(2)信用リスク

信用リスクの管理にあたっては、以下を基本的な考え方としています。

No.	基本的な考え方
①	個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性・健全性が高いと判断される対象に限定して運用を行ない、リスクに見合った適正な収益確保をめざすこと
②	ポートフォリオ全体の安全性・健全性に鑑み、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう運用先の分散を図ること

なお、①に関して、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、運用審査部において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度^(注4)を実施するとともに、高額の貸付や重要度の高い案件については、経営会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっています。

また、②に関して、特定企業・グループ等への与信集中リスクを抑制するために、信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行なっています。

(注4) 社内信用格付制度：運用先の財務データを統計的に分析し、企業グループとしての信用補完関係を必要に応じて加味したうえで信用度（債務履行の確実性）を区分しています。また、事業環境・事業特性・収益環境等の変化による区分の見直し等、自己査定制度との整合性も確保しつつ制度運営をしています

(3)不動産投資リスク

一般的に、不動産投資は1件あたりの投資金額が大きく、流動性が低い等の特性があります。当社では、慎重にリスクを見極め、中長期的な視点から安全性が高いと判断される不動産への投資を行なっています。

なお、投資にあたっては、不動産部が案件ごとに投資基準への適合性の検証やリスク分析を行なうとともに、運用審査部が不動産投資時の事業計画の妥当性や社内規程等への準拠性等に関し、第二次審査を行なっています。また、入居率、賃料の状況等の不動産投資リスクの状況を把握しています。

4.オペレーションリスク

業務運営において、主として人材、プロセス、システム、外部事象に起因して、お客さままたは当社が損失を被るリスクを「オペレーションリスク」と定義し、以下の種類別にリスク管理を推進しています。

(1)事務リスク

事務手続きを適切に遂行するための手順・解説書を作成・活用するとともに、リスクが発生する要因・背景を十分に把握し、事務の改善、事務水準の向上に役立てることにより事務リスクの発生防止に努めています。

また、事務リスクが発生したときには、お客さまの立場に立った的確な対応を迅速に行なうための体制を整備しています。

(2)システムリスク

当社の主要システムは地盤が強固な地域のコンピュータセンターに設置する一方、万一の被災に備え、業務継続に必要なバックアップシステム群を別地域に構築しています。

また、システム開発や運用態勢の継続的な向上により、システムリスクの発生防止に努めています。

さらに、サイバー攻撃等による不正アクセス等に対しては、24時間監視や第三者機関によるセキュリティ診断等を通じて、安全性確保に努めています。

(3)法務リスク

当社では、各部署において法務リスク発生防止に向けた取組みを実施しています。例えば決裁に際し、各部が法務リスクについての事前確認を行なっており、法務リスク発生の懸念がある場合には、あらかじめ法務部に確認を求めることがあります。

さらに、一定以上の法務リスクが存在しうると想定される決裁事項については、法務部の事前チェックが義務づけられています。

お客さまに対しどうな影響を及ぼすような事項などについては社外弁護士に相談するなど、法務リスクの発生防止のため、慎重な確認・調査を行なっています。

(4)その他のオペレーションリスク

災害、労務管理等の原因別にリスクを区分し、それぞれのリスクごとに管理統括部署を定めて管理状況の把握・分析を行なうとともに、必要に応じて関連部署に対する改善策の提示および専門的助言、指示を行なう体制を整えています。

5.風評リスク

広報部において、インターネット、新聞、雑誌等各種媒体の定期的なチェックを行なうとともに、各組織のリスク管理責任者およびリスク管理担当者から広報部へ速やかに風評情報を報告する等、風評情報を早期かつ正確に把握する体制を構築しています。

また、把握した風評情報が当社に悪影響を及ぼす懸念があると判断した場合には、風評リスクを軽減・回避するために風評リスクの管理・対応を明記した社内規程等に基づき、迅速かつ的確な対応策を講じる体制を整えています。

6.グループ会社リスク

当社の「グループリスク管理基本方針」をふまえたリスク管理方針の策定といったグループ会社における態勢整備を推進するなど、グループ全体でのリスク管理に取り組んでいます。

また、関連部署が連携して指導・支援等を実施することにより、リスクの発生・拡大の未然防止を図るなど、グループ会社各社に対しては、海外子会社等も含め、各社の事業特性等に応じた適切なリスク管理体制の整備に努めています。

経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

金融ADR制度について

2010年4月、金融商品取引法等（保険業法含む）の一部を改正する法律（いわゆる「金融ADR法」）が施行され、金融トラブルにおける利用者保護と金融取引への消費者の信頼向上を理念とする金融ADR制度が創設されました。

この「金融ADR法」により、各金融機関は、金融庁が定める指定紛争解決機関との間で以下(1)～(3)のような内容を含む手続実施基本契約の締結が法的に義務づけられており、指定紛争解決機関は、中立・公正な立場から、お客さまと金融機関とのトラブルの解決を図ります。

- (1) 苦情処理・紛争解決手続きへの参加義務
- (2) 事情説明・資料提出等の協力義務
- (3) 紛争解決委員の提示する特別調停案の受諾義務

当社につきましては、保険業法に定める指定紛争解決機関として金融庁から指定を受けた(一社)生命保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

(一社)生命保険協会では、2010年10月1日より生命保険業務に関する苦情処理手続きおよび紛争解決手続き等の業務を行なっており、その業務内容や連絡先等は同協会ホームページからご確認いただけます。

【指定紛争解決機関のご連絡先】(一社)生命保険協会 生命保険相談所

◆電話 03-3286-2648

◆所在地 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

◆受付時間 9:00～17:00 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)

◆ホームページアドレス <http://www.seijo.or.jp/contact/>

「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」)に加入しています。

保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行なう等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、生命保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行ない、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません)(※4)。

なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行なわれる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険団体を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行なう制度)が設けられる可能性もあります。

(※1) 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約(これを「運用実績連動型保険契約」といいます)に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)

(※2) 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約(注2)を指します。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻保険会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります

高予定利率契約の補償率=90%-(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます(2021年7月1日現在の基準利率は、3%となっております)

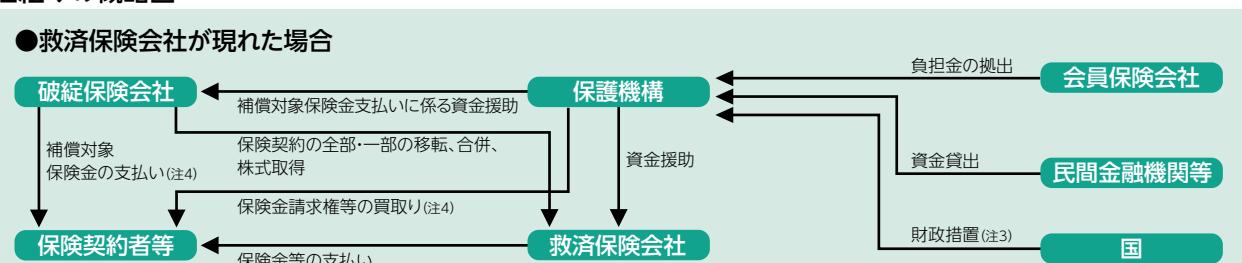
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります

(※3) 生命保険会社が将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます

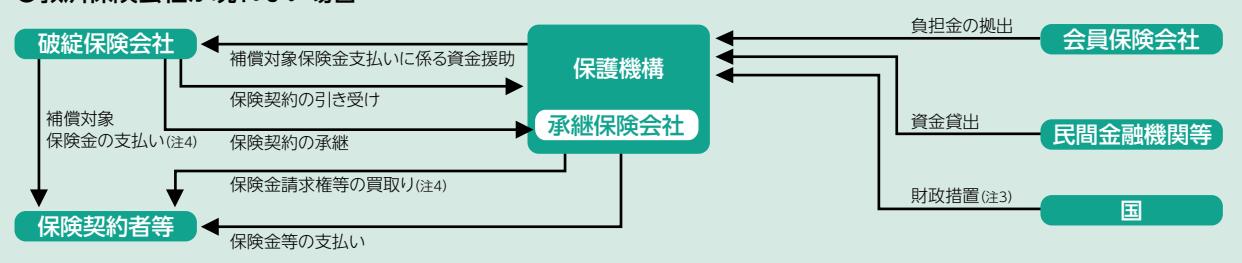
(※4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません

仕組みの概略図

●救済保険会社が現れた場合



●救済保険会社が現れない場合



(注3) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです

(注4) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率になります(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

<お問い合わせ先>

生命保険契約者保護機構 電話03(3286)2820 「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時」
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>